

J R 東海労幹関西地「申」第 4 5 号
2 0 1 5 年 4 月 7 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

業務委員会における会社側委員の不適切な言動についての抗議と申し入れ

4月1日、申33号、申44号に関する業務委員会が開催された。

業務委員会の議論の中で会社側委員山本課長代理は、組合側委員が質問をしている途中で制止し遮り、議論進行の妨害を行なった。その行為は一度に留まらず二度三度と繰り返し議論が滞った。

組合側委員から即、抗議を行ったが、会社側幹事が進行を促しただけで本人は真摯に謝罪を行っていない。

この行為は基本協約第230条による「相互の意思疎通を図る」目的を踏みにじる行為である。よってここに抗議すると共に、以下のとおり申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 早急に会社側委員本人から謝罪をすること。
2. 紳士的な議論が出来ない会社側委員は今後、業務委員会には出席しないこと。
3. 会社は、基本協約第230条（目的）を履行する意思があるのか。あるのなら今後の業務委員会における姿勢について誠意ある説明を行うこと。

以上